

こい何か知っちゃう?
南島原の考古学

こくようせき こんげんわき
灰色と黒色の黒曜石～権現脇遺跡(深江町)～

縄文時代の道具には、木や植物の茎・葉、動物の骨や牙、貝殻などさまざまな自然素材が使われていたことが全国各地の発掘調査によって分かっています。中でも縄文遺跡から最も多く出土する道具のひとつが、石を素材としたものです。

石の素材といっても砂岩、安山岩、蛇紋岩、頁岩などいろいろありますが、それらの中で最もポピュラーなもの、それは「黒曜石」です。黒曜石は、火山の近くでできる天然のガラスで、割れ口がとても鋭いことで知られています。特に刃物として使うのに適しています。

権現脇遺跡をはじめとした市内の縄文遺跡でも、発掘調査によって大量の黒曜石が出土します。そして、その黒曜石には、灰色のものと黒色のものがあります。実はこの色の違いで黒曜石の産地が分かります。灰色のものは長崎県北部の佐世保市あたりで、黒色のものは佐賀県伊万里市の腰岳という山で採取できることが知られています。それから本市に住ん

でいた縄文人たちは、約7千年前には佐世保の灰色の黒曜石を、約3千年前には伊万里の黒色の黒曜石をそれぞれ好んで使っていたことも分かっています。

黒曜石の小さなかけらが、数千年も前に縄文人が作り上げた広い交易網の様子を物語ります。



黒曜石でできた石器

10月・11月の小企画

10月2日(水)～11月30日(土) ※休館日：毎週火曜日
午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
深江埋蔵文化財・噴火災害資料館
一般…200円、高校生…150円、中学生以下…無料
※団体割引あり ※企画展は入館料のみでご覧いただけます。
文化財課 ☎73-6705

こんにちは！消費生活センターです 南島原市消費生活センター ☎82-3010

「コンビニで電子マネーを買って」は詐欺です！

～覚えのない請求、突然の請求、せかされる支払要求にご注意～

●相談事例

事例①
パソコンで無料アダルトサイトを見ていたら、突然「登録料30万円をお支払ください」と請求画面が表示された。電話で問合せると「コンビニでプリペイドカードを買って、裏面に記載された番号を教えて。支払はそれで済む。払わないなら裁判する」と脅された。(60歳代 男性)

事例②
携帯電話に「有料サイトの未納料金がある。連絡なき場合、法的措置を取る」とショートメール(SMS)が届いた。慌てて電話すると「今日中にコンビニの端末を操作して、出てきた支払用紙を持ってレジで支払って」と指示された。(20歳代 女性)

●消費生活センターからの助言

お金を騙し取るのに、電子マネーを悪用した被害が増加しています。コンビニなどで手軽に購入できるプリペイドカードや電子ギフト券などの電子マネーは、詐欺の相手にカードそのものを渡さなくても、記載された番号を伝えるだけで、カードの価値を相手に渡した(お金を騙し取られた)ことになります。後になって被害に気付いても、いったん相手に渡した価値を取り戻すことは非常に困難です。

事例①はワンクリック請求詐欺、事例②は架空請求詐欺の典型的な手口です。覚えのない請求、突然の請求、せかされる支払要求には、安易に返信したり連絡したりしないようにしましょう。特に電話の向こうの他人から「コンビニで電子マネーを買って」と指示されたら詐欺です。もしも相手にプリペイドカードなどの番号を教えてしまった場合は、早急にカード発行会社に連絡しましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談下さい。

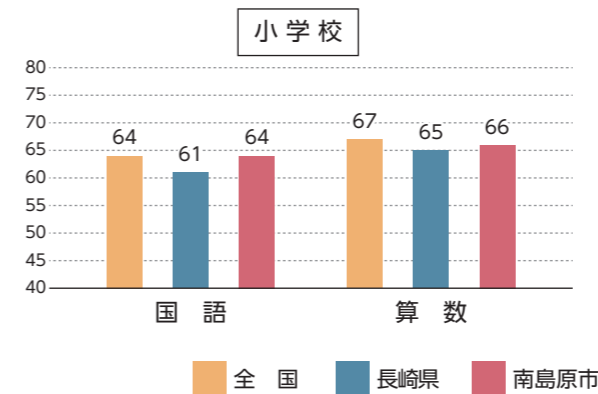


平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果

学校教育課 ☎73-6702

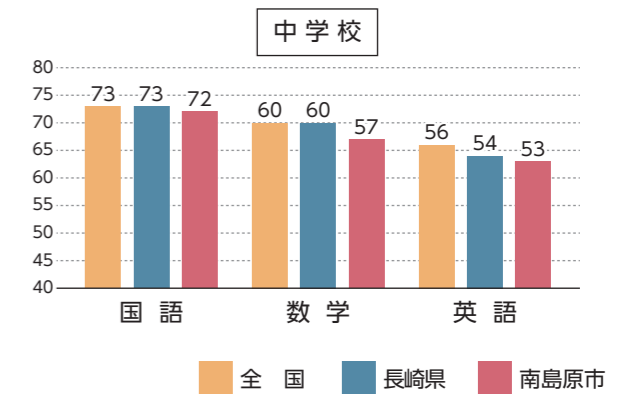
- 調査対象…小学校第6学年および中学校第3学年
- 調査実施日…平成31年4月18日(木)
- 教科に関する調査(平均正答率%)

※今年度から教科に関する調査問題が、知識・活用を一体的に問う問題に変更になりました。



小学校は、国語で全国平均正答率を0.2ポイント上回り、算数は、全国平均正答率に達しませんでした。

- 児童・生徒質問紙調査結果
- ・「人の役に立つ人間になりたい」「いじめは、どんな理由があってもいけないことだ」「日本やあなたが住んでいる地域のことについて、外国の人にもっと知ってもらいたい」と思っている児童生徒の割合が高いです。
- ・学校の授業の予習・復習をするなど、計画して家庭学習に取り組むことに課題があります。



中学校は、国語、数学、英語全てにおいて、全国平均正答率に達しませんでした。

- 学力向上に向けた取組について
- ・各学校では、「学力向上プラン」を作成し、各学校の課題に即した具体的な取組を行いながら、日々の授業改善に役立てています。
- ・市独自で小学校2～6年生の国語と算数、中学校1～2年生の国語、数学、英語の学力調査を平成29年度から実施しています。この結果を児童生徒一人一人の学力の向上や、学校および市全体での教職員研修に役立てています。

軽自動車税の税制改正について

税務課 ☎73-6642



令和元年10月1日から、税制改正により自動車取得税が廃止となり、軽自動車税に「環境性能割」が創設されます。

また、現行の軽自動車税は「種別割」と名称が変更となります。「環境性能割」とは自動車取得時に払う税であり、自動車の燃費性能などに応じて税額が決まります。

令和元年10月1日以降に自動車を取得した場合は「環境性能割」が課税され、当分の間は県が賦課徴収を行います。臨時的軽減として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用の乗用車(軽自動車)を購入する場合、「環境性能割」の税率が1%軽減されます。「種別割」については、税額の変更はありません。